

災害時の助け合いの仕組みづくりについて

1 災害時の助け合いの仕組みづくりとは

高齢者や障害者など災害の時に助けが必要な人たちが“どこに住んでいるのか？”“どのように安否を確認するのか？”“どのように助けるのか？”“どのように避難誘導するのか？”を前もって地域で話し合い、名簿を活用して個別支援計画の策定をするなどして災害に備える共助の仕組みを「災害時の助け合いの仕組みづくり」といいます。

※平成 26 年度の制度改正により、区役所と地域団体に協定を締結した後、「災害時に支援を必要とする方の名簿（本人の同意が必要）」を行政から希望する地域団体にお渡しすることが可能となりました。

2 名簿を受け取ることができる地域団体（協定を締結する地域団体）

原則として学区単位の地域団体 <例：学区連絡協議会など>

3 名簿掲載の対象者 ※本人の同意が必要

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・ 75 歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 介護保険受給者（要支援、要介護の認定を受けた方）
- ・ 障害者（身体障害者、知的障害者、重度の精神障害者）
- ・ 難病患者（歩行障害がある方等）
- ・ 上記以外で自ら名簿への掲載を求める方

4 名簿を受け取るまでの流れ

- ①学区内で方針の決定
- ②地域団体と区役所で個別打合会を開催
- ③地域団体と区役所で協定締結
- ④区役所から対象者へ案内送付
- ⑤区役所は同意確認書を取りまとめ、地域団体へ名簿提供
(以後、地域団体は個別支援計画を作成)

5 現在の名簿提供学区及び同意数・同意率について

<H27. 3. 1 現在>

	大高学区	片平学区	戸笠学区
同意数	391件	477件	587件
同意率	45. 1%	48. 0%	53. 1%

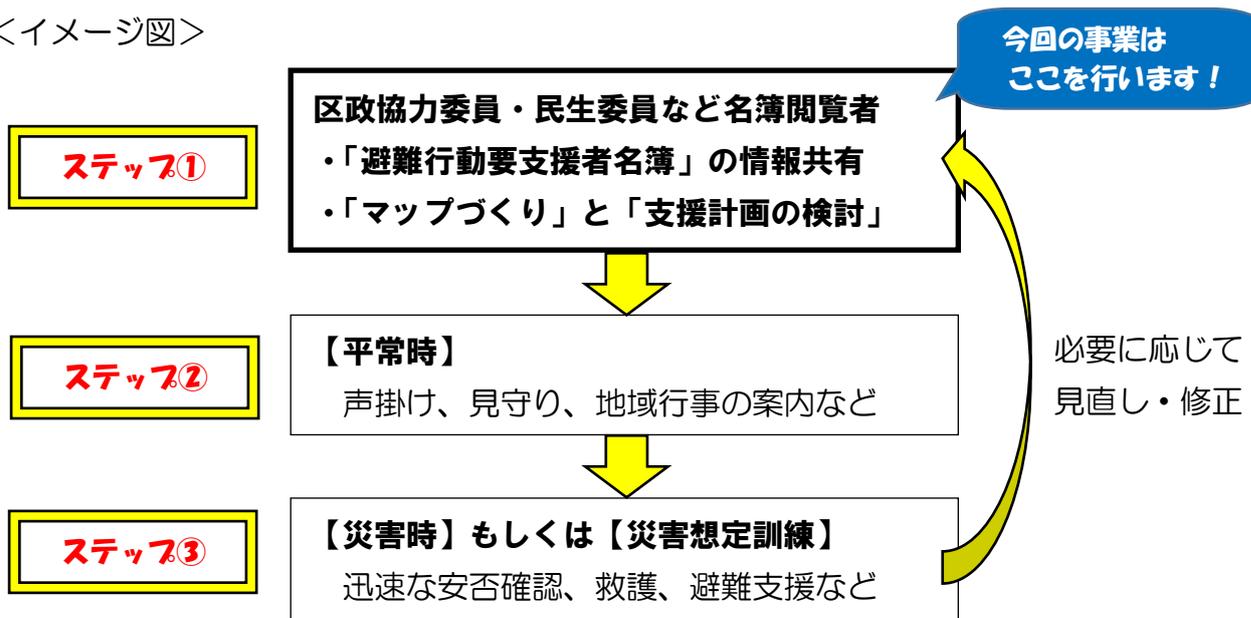
6 大高学区の取組 <地域避難行動計画策定・支援事業モデル学区>

(1) 事業の概要

大規模地震が発生した際、大高学区住民の方々が安全で適切な避難行動がとれるように学区の特性に応じた「地域避難行動計画」を作成します。

大高学区住民のうち高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の方々が、“どこに住んでおり” “どのように安否を確認し” “いかにして避難するのか” を検討し、災害から命を守る取組を進めていきます。

<イメージ図>



<ポイント>

- ・100%完璧のマップや計画を作るのではなく、課題を洗い出し、災害対策を一步でも前進させる。
- ・災害時の支援だけの取組ではなく、平常時の顔の見える関係性づくりを進める。

(2) スケジュール

【1日目】10/8 (木)

内 容 講演「地域の力を合わせよう！避難行動計画づくり」
(レスキューストックヤード 浦野 愛 氏)

参加者 区政協力委員、民生委員

【2日目】10/21 (水)

内 容 「避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）をマップに落とし込む」

参加者 民生委員

【3日目】11/1 (日)

内 容 「避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）の避難計画を考える」

参加者 区政協力委員、民生委員